



サザンカ

ユナイテッドブレインズ ニュース

編集 発行人

公認会計士 小林 俊二 代
 弁護士 大橋 俊
 税理士 星川 暁
 税理士 土屋 一
 税理士 三溝 修
 社労士 乾 由美

〒231-0011
 横浜市中区太田町4-55
 横浜馬車道ビル3階
 TEL 045(640)4751
 FAX 045(640)4752

◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請
11月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
11月30日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合) 11月30日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回
の場合) 11月30日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付
都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

※税を考慮する週間 11月11日～11月17日



「株主リスト」が登記の添付書面に 本年10月1日以降の株式会社の登記の申請では、登記事項について株主総会決議が必要な場合(例えば役員変更の登記)には、従来の株主総会議事録に加えて、主要株主の氏名・住所・株式数等を代表者が証明した書類である「株主リスト」を添付することになっていますので注意が必要です。

秋は調査の季節 税務調査のポイント

事業者の法人税・所得税は、納税者自身が管轄の税務署へ申告を行い税額を確定させ、この税額を自ら納付する申告納税制度が採用されています。しかし、誤った申告があると納税者間に課税の不公平が生じるため、税務調査による納税義務の適正な履行が必要となります。

この趣旨を理解して、次に掲げる「税務調査ポイント」の指摘を受けまいように適正な申告納税に努めましょう。

I 主要な税務調査ポイント

事業者を対象とした税務調査で指摘される課税漏れの原因は、大きく「売上除外」「棚卸除外」「経費の仮装」に集約されると言われています。具体的には、以下の項目がチェックされます。



なお、これらが故意に行われたものかどうかを判別し、仮装・隠ぺいされた事実が明らかかな場合には、国税通則法第六十八条に定める加重算税の対象となります。

① 現金管理状況

現金出納帳と実際の現金残高が一致しているか、どんぶり勘定になっていないか。

どんぶり勘定が必ず引き起こすものは「勘定合つて銭足らず」です。法人の場合、現金不足は役員賞与と認定されることもあるので要注意です。

② 現金の流れと管理状況

どのような取引先からのような方法で受発注し、納品、決済しているか。特に「どうやっ

て受注し、どうやって商品やサービスを提供し、どうやって入金するか」といったお金の流れは深く質問されます。

取引の把握漏れがないように自主点検をしましょう。

③ 売上繰り延べ

税務上、売上の計上時期は原則として「商品を引き渡したとき」や「サービスを提供したとき」となっており、「入金時」や「請求書発行時」ではありません。この点を誤ると「売上計上漏れ」で追徴税額が生じます。

④ 自家消費分の計上漏れ

自家用に使える商品を消費した場合、その分の売上計上が漏れていないか。特に飲食業や工務店等は注意が必要です。

⑤ 棚卸計上漏れ

棚卸在庫を過小に見積もっていないか。そのための帳票類を誤っていないか。

在庫商品では、期末の在庫を減らせばその分利益が減るため、調査時に重要視されます。期末一カ月以内くらいに仕入れた全商品が、どうなっているかをサンプリングして追跡調査する手法で確認されます。

⑥ 帳票類の整合性

見積書、請求書、納品書、領収書がすべて揃っているか。不自然な日付や金額の記載がないか。自然な流れで恣意的な操作の可能性がチェックされます。

⑦ 修繕費と資本的支出との区分

多額の修繕費が計上されている場合、「原状回復」を超えて対象物の価値が増していないか。ここは、判断の難しい問題です。

⑧ 私的費用の経費計上

事業と関係のない、代表者の私的な費用を計上していないか。個人的な支出と判断された場合には、その支出が社長への役員賞与とされ全額経費に計上できなくなるばかりか、社長の役員賞与に対する源泉所得税の徴収漏れの扱いとなり、二重課税されます。

⑨ 代表者による不正蓄財

さらに、交際費として消費税の課税仕入れとなっていたものも、賞与扱いにより仕入税額控除が認められず、その分の消費税を支払うこととなります。

代表者が、本人または家族の名義で不正な蓄財を行っている

いか。会社の調査でも不審なケースがある場合は、個人の預貯金まで調べられます。

⑩ 人件費の管理状況

従業員の源泉徴収漏れや、架空の人件費計上はないか。特に給料を現金で支給していたり、履歴書を保存していませんか。履歴書を持っていきますので、しっかりと管理しましょう。

⑪ 消費税の課税仕入額

消費税の課税仕入額に非課税分が含まれていないか。また、書類の保存がない場合にも仕入税額控除が受けられないので、保存状況も確認しておきましょう。

⑫ 消費税の不正還付

虚偽の申告により、不正な消費税の還付を受けていないか。

⑬ 収入印紙の未貼付

収入印紙の貼り忘れなどによって、印紙税の未納付はないか。印紙税をその課税文書作成時までに納付しなかった場合には、過怠税がかかります。その金額は、原則としてその納付すべき印紙税額の三倍（最低額一千元）とされています。ただし、自主的にその不納付

を申し出るなど一定の要件を満たせば、不納付税額の一・一倍とされます。また、消印をしなかった場合にも、印紙税額と同額の過怠税が徴収されます。なお、印紙税は原則、税法上の費用（損金）となりますが、過怠税は費用とすることができませんので、注意が必要です。

II 最近の税務調査の傾向

国税庁では近年、実地調査に当たって、「海外取引」「消費税」「無所得申告」「無申告」の四つについて、重点的に取り組んでいるようです。

- ① 海外取引を通じて不正に税逃れが行われないようにする。
 - ② 消費税については、不正還付等がないように厳しく管理をする。
 - ③ 無所得申告については、調査の七割から申告漏れが把握されたという実績もあり、調査対象とする。
 - ④ 無申告法人については、重点的に取組む。
- また、電子メールのやり取りも税務調査の対象となっており、ですので、留意しておきましょう。

加算税一覧

名称	課税要件	課税割合 (増差本税に対する)	不適用・割合の軽減	
			要件	不適用・軽減割合
過少申告加算税	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	10% [期限内申告税額と50万円のいずれが多い金額を超える部分]*	・正当な理由がある場合 ・更正を予知しない修正申告の場合 ^(注2)	不適用
無申告加算税	①期限後申告・決定があった場合 ②期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	15% ^(注1) [50万円超の部分]	・正当な理由がある場合 ・法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後申告の場合	不適用
		20% ^(注1)	更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合 ^(注2)	5%
不納付加算税	源泉徴収税額について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合	10%	・正当な理由がある場合 ・法定納期限から1月以内にされた一定の期限後の納付の場合	不適用
			納税の告知を予知しない法定納期限後の納付の場合	5%
重加算税	仮装・隠ぺいがあった場合	[過少申告加算税・不納付加算税に代えて] 35% ^(注1)		
		[無申告加算税に代えて] 40% ^(注1)		

(注1) 過去5年以内に、無申告加算税(更正・決定予知によるものに限る。)又は重加算税を課されたことがあるときは、10%加算【平成28年度税制改正】

(注2) 調査通知以後、更正・決定予知前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合は5%(*部分は10%)、期限後申告等に基づく無申告加算税の割合は10%(50万円超の部分は15%)【平成28年度税制改正】

(注3) 注1、注2の改正は、平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来するものに適用されます。

電子帳簿保存法

スキャナ保存要件の一部緩和

平成28年度の税制改正において、いわゆるスキャナ保存の要件について、次の改正が行われました。これらの改正により、今後、受領した領収書を社外でスマホやデジタルカメラで読み取ることも可能となります。

1. スキャナについて、「原稿台と一体型に限る」要件が廃止

これまで、国税関係書類の読み取りを行うスキャナについては、「原稿台と一体型に限る」という要件がありました。この要件が廃止されました。

2. 領収書等の受領者等が読み取る場合の要件を整備

領収書や請求書等の受領者や作成者がスキャナで読み取る場合、受領後、その者が署名の上、3日以内にタイムスタンプを付すことが要件とされました。また、書類の

大きさがA4以下であるときは、大きさに関する情報の保存が不要とされました。

3. 小規模企業者の特例が創設

保存義務者は、いわゆる適正事務処理要件(①相互けんせい、②定期的なチェック、③再発防止策)に関して、事務手続や規程を整備し、これらに基づいた事務処理を行う必要がありますが、保存義務者が小規模企業者の場合で、②の「定期的なチェック」を税務代理人が行うときは、①の「相互けんせい」の要件が不要となります。

改正後の要件でスキャナ保存しようとする場合には、電子データの保存により書類の保存に代える日の3か月前までに「申請書」を提出する必要があります。

この改正による申請書の受付は、平成28年9月30日からとなります。なお、既にスキャナ保存の承認を受けている場合でも、平成28年9月30日以後に「申請書」を提出して承認を受けない場合、従来の要件で保存しなければなりません。

従業員等のマイナンバーが漏えいした場合の罰則

従業員等のマイナンバー(個人番号)が記載された給与所得の扶養控除等申告書などが漏えいした場合でも、特定個人情報などが漏えいした場合の罰則の適用は故意犯を想定したものとなっており、意図せずに特定個人情報を取り扱う者に対して直ちに罰則が適用されることはありません。

また、同様に、従業員に対する監督・教育を行うなど、事業者が安全管理措置を適切に講じていれば、意図せずに特定個人情報が漏えいしたとしても、事業者に対して直ちに罰則が適用されることはないといわれています。

なお、特定個人情報を取り扱う者が正当な理由なく故意にマイナンバー(個人番号)を含む情報を漏えいさせた場合には、刑事罰が科されることとなります。

源泉所得税

過去に遡って残業代を支払った場合

労働基準監督署からの行政指導等により、過去数年間の実労働時間に基づく残業手当と実際に支払った残業手当との差額を一括して支払うような場合、その残業手当は、本来各支給日に支払うべき残業手当が一括して支払われたものと認められるため、本来の残業手当が支払われるべきであった各支給日の属する年分の給与所得として課税さ

れます。なお、給与規程等の改訂が過去に遡って実施されたため、残業手当の差額が一括支給されるような場合には、その差額について支給日が定められているときはその支給日、支給日が定められていないときはその改訂の効力が生じた日の属する年が課税年となります。